

第3章 被害類型別特徴と対応上の注意点

1 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。支援等によっては、対象要件がありますので、詳細については関係機関に問い合わせてください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

被害類型	(1) 殺人等遺族への対応
特徴	<p>殺人等による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。</p> <p>また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。</p> <p>社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。</p>
対応上の注意点	<p>➤ 相談の際には、きめ細かな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。</p> <p>多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。</p> <p>➤ 死亡に際し、様々な手続きが必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。</p> <p>● 死亡の届出</p> <p>犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。【窓口】警察署、市町</p> <p>検視・解剖 → 医師「死亡診断書（死体検案書）」（有料）作成・発行 → 市町へ死亡の届出（死亡診断書（死体検案書）持参・死亡後7日以内） → 埋火葬許可証の発行（この許可証がなければ、火葬や埋葬ができません。）</p> <p>● 各種健康保険・年金の異動届</p> <p>亡くなった方が医療保険に加入あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。</p> <p>【窓口】市町、日本年金機構各年金事務所、勤務先庶務担当</p>

● **遺産相続等**

犯罪被害者が亡くなってから 10 か月以内に相続税について申告しなければなりません。

【窓口】 税務署

➤ **経済的支援として、以下の制度があります。**

★ **犯罪被害者等給付金（遺族給付金）**

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。【窓口】 警察署・警察本部

★ **遺族基礎年金**

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格がある人等が死亡したとき、子（原則 18 歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

【窓口】 市町

★ **遺族厚生（共済）年金等**

厚生（共済）年金加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1 級又は 2 級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき遺族に支給されます。

【窓口】 日本年金機構各年金事務所、各共済組合、勤務先庶務担当

➤ **子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。**

★ **遺児の就学援助等**

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

【窓口】 公益財団法人犯罪被害救援基金、警察署

➤ **マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。**

★ **取材への対応**

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

【窓口】 警察署、弁護士会、法テラス

★ **異議申立て**

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に異議申立てすることができます。

・放送倫理番組向上機構（BPO） 電話：03-5212-7333 FAX：03-5212-7330

・雑誌人権ボックス FAX：03-3291-1220

・静岡県の報道被害窓口（静岡社会記者会） 電話：054-253-1881

被害 類型	(2) 暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応
特 徴	<p>被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。</p> <p>また、その治療費用や学業・就業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。</p>
対 応 上 の 注 意	<p>➤ 捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。</p> <p>★ 診断書料等の県費支出 身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書料や初回診察に要する費用を県費で負担します。 【窓口】 警察署</p> <p>➤ 医療費の援助・軽減措置について</p> <p>医療費の負担軽減については、高額療養費制度等があります。公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。</p> <p>また、当座の医療費の支払いに困る場合には高額療養費制度もあります。</p> <p>また、健康保険を使い治療費を軽減する制度として、第三者行為による傷病届出制度があります。</p> <p>★ 第三者行為による傷病届出制度 交通事故や喧嘩など、第三者の行為により負傷をしたときの治療費は本来加害者が負担するのが原則です。</p> <p>しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができますが、この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなります。</p> <p>後日、加害者に対して健康保険給付した費用を請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となります。第三者の行為による負傷で、健康保険を使用して治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」の御提出をお願いします。</p> <p>手続きは、加入している保険により異なります。詳細は、加入している保険者に問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険：各市区町健康保険担当課 ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

★ 高額療養費制度

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分（自己負担限度額）があとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

手続きは加入している保険により異なります。詳細は、加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：各市区町健康保険担当課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

★ 限度額適用認定証

限度額適用認定証を御利用になると、窓口での支払いが限度額までとなり、高額療養費（払い戻し）の申請が不要になります。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」の申請をお願いします。手続きは、加入している保険により異なります。詳細は加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：各市区町健康保険担当課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

★ 無料低額診療事業

生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を受けることができます。

詳細につきましては、それぞれの事業所に直接お問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
三島共立病院	三島市八反畑 120-7	055-973-0882
聖隷沼津病院	沼津市本字松下七反田 902-6	055-952-1000
賛育会東海診療所 ※休止中	御前崎市池新田 4090-1	0537-86-2190
農協共済中伊豆 リハビリテーションセンター	伊豆市冷川 1523-108	0558-83-2111
伊東市民病院	伊東市岡 196-1	0557-37-2626
静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿 1-1-1	054-285-6171
静岡田町診療所	静岡市葵区田町 5-90	054-253-9101
浜松佐藤町診療所	浜松市中央区佐藤 1-22-22	053-465-0210
生協きたはま診療所	浜松市浜名区高畑 18	053-584-1550
天竜厚生会診療所	浜松市天竜区渡ヶ島 221	053-583-1181
天竜厚生会第二診療所	浜松市天竜区渡ヶ島 216-3	053-583-0022

➤ **身体に障害が残った場合には、以下のような制度があります。**

★ **犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）**

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し一時金が支給されます。

【窓口】警察署・警察本部

★ **特別障害者手当**

20歳以上で著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます。

【窓口】市町

★ **身体障害者手帳の交付**

身体に障害がある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

【窓口】市町

★ **障害者控除**

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

【窓口】税務署

★ **障害基礎年金**

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となった時に支給されます。

【窓口】市町

★ **障害厚生（共済）年金等**

厚生（共済）年金の加入中に病気やけががもとで、一定以上の障害の状態になったときに支給されます。

【窓口】日本年金機構各年金事務所、共済組合の場合は勤務先の庶務担当

➤ **子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。**

★ **特別児童扶養手当**

20歳未満で中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者に支給されます。

【窓口】市町

★ **障害児福祉手当**

20歳未満で重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

【窓口】市町

被害 類型	(3) 交通事故に遭った人への対応
特 徴	<p>交通事故は、危険運転致死傷罪等の悪質性の高い犯罪があるにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱いている被害者や遺族も見受けられます。</p>
対 応 上 の 注 意 点	<p>➤ 交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。</p> <p>(警察への連絡)</p> <p>交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが法律で決められています。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。</p> <p>(警察への診断書提出)</p> <p>交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気づかなかつたが、後でけがが明らかになった場合も同様です。</p> <p>診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。</p> <p>➤ 自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。</p> <p>【窓口】 損害保険会社</p> <p>➤ 損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合があります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談することが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。</p> <p>【窓口】 交通事故相談所、静岡県交通安全活動推進センター、公益財団法人日弁連交通事故相談センター、公益財団法人交通事故紛争処理センター静岡相談室、一般社団法人日本損害保険協会そんぼADRセンター、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構</p>

➤ **経済的支援として、以下のような制度があります。**

★ **政府保障事業**

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

【窓口】損害保険会社

★ **奨学金の貸与**

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。（一部給付制度があります。）

【窓口】公益財団法人交通遺児育英会

★ **交通遺児育成基金制度**

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拋出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

【窓口】公益財団法人交通遺児等育成基金

★ **介護料支給、各種貸付等**

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な方に介護料が支給されます。

また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸与、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

【窓口】独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）静岡支所

★ **生活資金、緊急時見舞金**

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金を支給しています。

【窓口】公益財団法人交通遺児等育成基金

被害 類型	(4) 性犯罪被害に遭った人への対応
特徴	<p>性犯罪は「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的に何らかの反応が現れる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われてしています。</p> <p>また、被害者にとって、特定の性別の支援者に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、被害者が希望する性別の支援者が対応することが必要です。</p>
対応上の 注意 点	<p>➤ 早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、本人の不安の軽減に努めることが重要です。</p> <p>(警察における性犯罪被害者支援)</p> <p>ア 警察への届出 警察では、被害者が希望する性別の警察官が対応するようにしています。</p> <p>イ 警察での事情聴取・実況見分 被害の状況や犯人像等を聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。 警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いてほしい。」等の希望に応じるように配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。</p> <p>ウ 病院への付添い 警察では、犯罪を立証するために産婦人科等の受診を求めることがあります。その際、希望する性別の警察官が付き添い、医師に事情説明等を行います。</p> <p>エ 警察による診察費用等の公費負担 次の費用を一定の要件を満たす場合に、公費で負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急避妊に要する費用 ・性感染症検査費用 ・人工妊娠中絶費用

(性犯罪・性暴力の相談窓口)

性犯罪被害 110 番

電話 0120-783870 又は※「#8103」(ハートさん)

警察の性犯罪被害専門の相談窓口で、匿名で相談できます。

※ 「#8103」は性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、静岡県内ではこの性犯罪被害 110 番につながります。

静岡県性暴力被害者支援センターSORA (そら)

相談電話 #8891 【通話無料】(ひかり電話の場合は 0120-8891-77)

※直通番号 054-255-8710 (通話料がかかります)

(24 時間 365 日電話相談対応)

性暴力の被害にあった方、あっている方に、専門的な研修を受けた女性相談員が、お話を伺い、関係機関が連携し、身体的・心理的ケア、法律相談などの支援を行います。

(支援内容)

- ・ 電話相談 ※相談無料
- ・ チャット相談
- ・ 面接相談 (予約制)
- ・ 同行支援 (希望により警察、病院等関係機関への相談員の付き添い)
- ・ 関係機関へつなぎ連携した支援の実施

(公費負担制度)

- ・ 医療支援 (急性期産婦人科医療費等負担支援)
- ・ 心理的ケア支援 (カウンセリングに係る経費等支援)

認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター

相談電話 054-651-1011

研修を受けたボランティア相談員が対応します。相談内容が外部に漏れることは絶対にありません。

★その他

(特定感染症検査)

県内各保健所で、H I V 検査、梅毒検査、B 型及び C 型肝炎ウイルス検査を無料・匿名で受けることができます。また、性器クラミジア検査を同時に受けることができる検査日もあります。

【窓口】 県健康福祉センター (保健所)、静岡市保健所、浜松市保健所

被害類型	(5) 配偶者からの暴力(DV)を受けた人への対応(元配偶者、内縁関係を含む)
特徴	<p>配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視するといった精神的暴力、交友関係を細かく監視するなどといった社会的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力等が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現れることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。</p> <p>また、暴力の関係から抜け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。</p>
対応上の注意点	<p>➤ 相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。</p> <p>暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。</p> <p>被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聴いてください。「夫の言い分も聞きたい」、「殴られる理由があったのではないか」等の問いかけは適切ではありません。</p> <p>➤ 緊急性(安全性)を確認します。</p> <p>加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて、早急に警察や医療機関等の専門機関などにつながります。なお、直接に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。</p> <p>配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の意思を尊重しながら通報することができ、また、被害者への情報提供に努める必要があります。</p> <p>【窓口】警察署、配偶者暴力相談支援センター、医療機関</p>

➤ **緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。**

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）の一時保護についての情報提供を行います。女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）では、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

【窓口】市町、配偶者暴力相談支援センター（県、富士市、静岡市、浜松市）県健康福祉センター（賀茂、東部、中部、西部）

➤ **再被害防止のためには、以下のような制度があります。**

★ **保護命令（※令和6年4月1日以降の内容となります）**

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令（1年間）、退去命令（原則2か月）、電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。

※ 接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかひすることを1年間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※ 退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から原則2か月間退去することを命じるもの。例外として、住居の所有者または賃借人が被害者のみである場合には、6か月間とする。

※ 電話等禁止命令：接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、被害者への面会要求や無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、性的羞恥心を害する事項の告知、位置情報の無承諾取得を禁止するもの。同居する未成年の子どもに対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、電話等禁止命令も申し立てることができる。

【窓口】警察署、配偶者暴力相談支援センター、地方裁判所

★ **住民票の写しの交付等の制限**

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探される可能性がある書類を加害者が請求しても、市町長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申し出を受けた市町長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

【窓口】市町

★基礎年金番号変更処理

配偶者DV被害者または、親族間DV被害者は、年金相談や年金加入期間照会等に際して、被害者本人以外の者への回答が行われないようにするため、年金事務所に申出することにより、基礎年金番号を変更することができます。

申出にあたっては、配偶者・親族からの暴力被害者であることが確認できる書類として以下のいずれかの書類を御用意ください。

- ① 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
- ② 裁判所が発行する保護命令にかかる証明書
- ③ 住民基本台帳事務における支援措置申出書の写し
- ④ その他、①～③に準ずる公的機関が発行する証明書

【窓口】年金事務所

➤ **配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。**

★ 就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

【窓口】ハローワーク

★ 公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

【窓口】ハローワーク、公共職業能力開発施設

★ 訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

【窓口】ハローワーク

★ 母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

【窓口】母子家庭等就業・自立支援センター（本所、東部・中部・西部支所）

★ 母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

【窓口】各政令市担当課

被害 類型	(6) ストーカー被害に遭った人への対応		
特 徴	<p>「ストーカー」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に対して、「位置情報無承諾取得等」などを繰り返し行うことをいい、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」で規制されています。</p>		
	「つきまとい等」及び「位置情報無承諾取得等」		
		つきまとい等	具体例
	1	つきまとい、待ち伏せ、見張り、押しかけ、うろつき	通勤・通学途中など行く先々で待ち伏せされる。自宅付近をうろつかれる。等
	2	監視していると伝える行為	帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話やメールをしてくる。等
	3	面会、交際、義務のないことを行うことを要求	拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求めてくる。等
	4	著しく粗野または乱暴な言動	大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせられる。等
	5	無言電話、連続した電話・FAX・手紙・メール・SNS のメッセージ等	拒否しているにもかかわらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる。等
	6	汚物等の送付	汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送り付けられる。等
	7	名誉を害する事項を伝える行為	あなたの名誉を傷つけられるような文章などをインターネットに掲載される。等
	8	性的羞恥心を害する事項を伝える行為	わいせつな写真などを送り付けられたり、インターネットに掲載される。等
		位置情報無承諾取得等	具体例
	1	GPS 機器等を用いて位置情報を取得する行為	アプリケーション等を用いて、あなたの承諾なくスマートフォンの位置情報を知られる。等
	2	GPS 機器等を取り付ける行為等	あなたの車に承諾なく GPS 機器等を取り付けられる。等

➤ **支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために以下の対応が必要となります。同じく支援者はそれを促すことが有用です。**

ア 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録

イ 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録

ウ 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存

エ 電話の会話内容をメモ、又は録音

オ 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影

【窓口】警察署

➤ **ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。**

★ 警察からの警告、禁止命令

被害者が警察署に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」や「禁止命令」を行うことができます。また、「警告」や「禁止命令」の申出以外にも、警察に被害申告を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

【窓口】警察署

★ 住所を知られないようにするための支援

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票や自動車の登録事項等証明書、検査記録事項証明書を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、被害者の住所が記載されている書類を加害者が請求しても、交付、閲覧させないように申し出ることができます。また、法務局等では、登記事項証明書及び登記事項要約書に被害者の現在の住所を記載しないよう申し出る事ができます。

【窓口】市町、運輸支局等、軽自動車検査協会、法務局等

● 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

【窓口】NTT、その他の電話会社

★ 防犯グッズ等の活用

緊急時の通報のため、緊急通報端末を貸し出しています。

【窓口】警察署

被害 類型	(7) 虐待された子どもへの対応
特 徴	<p>児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うことを言います。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。虐待を受けた子どもは、将来本人が親になった時に自分の子どもに虐待してしまうこともあります。</p> <p>児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。</p>
対 応 上 の 注 意 点	<p>➤ 児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は速やかに市町、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）</p> <p>たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。</p> <p>なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。（児童虐待の防止等に関する法律第7条）</p> <p>ア 子ども自身から告白、相談があった場合</p> <p>できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。</p> <p>子どもの訴えに意見したり評価したりせずに聴いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。</p> <p>被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。</p> <p>【窓口】 児童相談所、市町児童福祉主管課（こども家庭センター等）</p>

イ 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告してください。

➤ 生命・身体に重大な危険が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

➤ 通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

イ 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援・見守り等が実施されます。

ウ 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

* これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会*6等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

➤ 通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会*6等（市町村中心に設置運営）から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム Column

～ 守秘義務について ～

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

コラム Column

～ 親権者の懲戒権と子どもの虐待の関係 ～

親権の中の1つとして民法第822条には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

※ 児童福祉法、児童虐待防止法が改正され、「児童の親権を行う者はしつけに際して体罰を加えることその他民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならない。」と体罰を禁止している。（令和2年4月1日施行）

*6 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

2 具体的な対応にみる留意点

具体的な会話例をもとに、犯罪被害者等の心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。

下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

<不適切な応答例>

- ◇ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ◇ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ◇ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ◇ 泣いてばかりいると、死んだ人は浮かばれませんよ。
- ◇ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ◇ 辛いことは早く忘れましょう。
- ◇ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ◇ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ◇ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ◇ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ◇ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

<適切な応答例>

- ◇ ご心中、お察しします。 本当にお気の毒です。
- ◇ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ◇ 悲しんでいいのですよ。
- ◇ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ◇ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ◇ （このような体験をしたら）今までのように仕事や家事ができなくなるのも 当然だと思います。
- ◇ 何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ◇ 無理する必要はありません。 よく頑張ってくださいね。
- ◇ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

3 支援者自身のケア

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- 事件のことが頭から離れなくなる
- 自分が無力だと感じる
- 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で、犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

<対処方法の例>

- ◇ 支援者同士で共有し、一人で抱えこまない。組織で対応する。
- ◇ できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ◇ 仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ◇ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ◇ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ◇ 休息、睡眠をきちんととる。

